

## 個人情報の第三者への提供に対する「黙示の同意」

個人情報保護法では、住友理工健康保険組合（以下「当組合」という。）を含む個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで個人情報を第三者に提供してはならないとされています。一方、「[健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成 29 年 4 月 14 日）](#)」（以下、「厚生労働省のガイダンス」といいます。）により、被保険者にとって利益となるもの、又は医療費通知など事業者側の負担が膨大であるうえ、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者等本人にとって合理的であるとはいえないものの利用の範囲について、あらかじめ公表し被保険者等から特段明確な反対・留保の意思表示がない限り「黙示による包括的な同意」が得られたものとして取り扱うことが可能とされております。

当組合では下記【黙示の同意に基づき実施する事項】記載の内容について、厚生労働省のガイダンスに基づき、取り扱うこととさせていただきたく、被保険者の皆様（一部においては被保険者の被扶養者の皆様）におかれましては、当該取り扱いへの明確な反対・留保の意思表示をされたい場合は、お手数をおかけしますが、当組合の個人情報に関する取扱窓口（以下参照）までご連絡ください。お申し出がない場合には、黙示による包括的な同意が得られたものとさせていただきます。

### 【黙示の同意に基づき実施する事項】

1. 個人情報保護法第 27 条に定める第三者提供の除外規定にあたる場合
2. 高額療養費（高額な医療費が発生した場合の医療費の還付金）を本人の申請に基づかずに保険給付金受領代理人（注 1）経由で支給すること。
3. 付加給付（医療費等負担額の上乗せ給付金）を本人の申請に基づかずに保険給付金受領代理人（注 1）経由で支給すること。
4. 直接支払制度等を利用した出産育児一時金に差額が生じた場合、その差額を本人の申請に基づかずに保険給付金受領代理人（注 1）経由で支給すること。
5. 医療費通知（患者名、診療月、医療費、医療機関名等の受診通知）を世帯単位でまとめること。
6. 給付金支給決定通知書（患者名、医療機関名、診療月、診療回数、医療費、給付額、給付科目、給付日数、給付回数等）を世帯単位でまとめること。
7. 柔整療養費通知(受療者名、施術月、施術費等)を、医療費通知と合わせて世帯単位でまとめること。

8. 被保険者（世帯主）を通じて個人番号の下 4 桁等の個人情報を提供すること。

（注 1） 保険給付金受領代理人とは、被保険者が所属している事業所を指します。

なお、5.の医療費通知、6.の給付金支給決定通知書、7.の柔整療養費通知につきましては、被保険者だけでなく、被扶養者の方の同意も要する事項でありますので、被扶養者の方で当該取り扱いへの明確な反対・留保の意思表示をされたい場合は、住友理工健康保険組合の【個人情報に関する取扱窓口】（以下参照）までご連絡ください。

【個人情報に関する取り扱い窓口】

E-mail [kenpo@jp.sumitomoriko.com](mailto:kenpo@jp.sumitomoriko.com)

電話番号 0568-77-3514

（電話での受付時間：9：00～16：00、土日祝日及び住友理工カレンダーに定める休日を除く）

以上